

【R6年度も実施します！】 西之表市人材確保対策事業

R6年度から、家賃の補助期間の延長（1年→3年に）、転入してからの期間の見直し（2カ月内→6カ月内）を行いました。詳しくは各分野の関係課にお問い合わせください。

★地方移住を検討中の皆さま、種子島西之表市で一緒に働きませんか？

★種子島出身の皆さま、ふるさとの活性化のためにあなたの力が必要です！

★市内在住の皆さま、あなたの資格を西之表市のために活かしてみませんか？

◆ 具体的な支援策 ※必須条件：西之表市に住民登録していること

対象者その①：Uターン者 (西之表市へ転入後6カ月以内に就職する者)	対象者その②：市内在住者
<ul style="list-style-type: none"> ★ 全業種を対象(常勤) <ul style="list-style-type: none"> ➢ Uターン就職者奨励金 20万円 ➢ 新卒等就職者奨励金 5万円 ★ 特定産業分野(常勤) ※に追加支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族加算 (1人5万円※4名まで) ➢ 家賃補助 (1/2※上限月額3万円) 3年間 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 全業種を対象 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新卒等就職者奨励金 常勤5万円 非常勤2.5万円 ★ 特定産業分野※に追加支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 就職者奨励金(商品券) 常勤5万円 非常勤2.5万円
<p>★特定産業分野※ 勤続奨励金(商品券) 1年目 5万円→ 2年目 5万円→ 3年目 5万円</p>	

※特に対策が必要な医療・介護・福祉・農林水産業を「特定産業分野」と位置づけ、各種奨励金等を準備。

資格の種類や事業所など、各産業分野で条件がありますので、詳細については、各課にお問い合わせください。(裏面)

★各分野の資格・事業所について

※詳細については、担当にお問い合わせください

	資格 等	事業所	担当
医療	助産師・保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・薬剤師・社会福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士・栄養士・保育士	市内に所在する医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（歯科診療所を除く）	健康保険課健康増進係 （保健センターすこやか） 電話0997-24-3233 0997-22-1111（内線327）
介護	介護福祉士、社会福祉士、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・栄養士・介護支援専門員・精神保健福祉士・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・社会福祉主事の任用資格等・はり師・きゅう師・その他	市内に所在する介護保険法に規定する居宅介護（予防）サービス事業所・地域密着型介護（予防）サービス事業所・居宅介護（予防）支援事業所・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設	高齢者支援課介護保険係 電話0997-22-1111（内線362）
子育て	保育士・幼稚園教諭	市内に所在する保育所、認定こども園、幼稚園	福祉事務所子育て支援係 電話0997-22-1111（内線328）
障害福祉	支援員・世話人・指導員・生活支援員・相談支援専門員・就労支援員・職業指導員・作業指導員・保育士・児童指導員・サービス管理責任者・児童発達管理責任者・看護師・准看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・栄養士・管理栄養士・訪問介護員・その他	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定するサービスを提供する施設や事業所並びに児童福祉法第6条の2の2に規定するサービスを提供する事業所で、種子島内に所在する事業所	福祉事務所社会福祉係 電話0997-22-1111（内線321）
農業	右記事業所に、期間の定めのない雇用契約を締結し、常勤であること 等	農業法人・農業者（青色申告者に限る）・種子屋久農業協同組合西之表支所営農販売課営農指導係・公益社団法人西之表市農業振興公社	農林水産課農政管理係 電話0997-22-1111（内線245）
林業	右記事業所に、期間の定めのない雇用契約を締結し、常勤であること 等	市内に所在する林業に関する事業を運営する事業所等	農林水産課林務係 電話0997-22-1111（内線244）
水産	右記事業所に、期間の定めのない雇用契約を締結し、常勤であること 等	市内に所在する概ね年間を通じて漁業を営む漁業協同組合・漁業法人・水産業事業体	農林水産課水産係 電話0997-22-1111（内線243）